

入 札 公 告

福島県立郡山萌世高等学校食堂業務委託について一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。)第 167 条の 6 第 1 項及び福島県財務規則(昭和 39 年福島県規則第 17 号)第 246 条第 1 項の規定により公告する。

令和 7 年 5 月 1 2 日

福島県立郡山萌世高等学校長 矢崎 芳朗

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 福島県立郡山萌世高等学校食堂業務委託
- (2) 業務の仕様等 入札説明書及び仕様書による
- (3) 委 託 期 間 令和 7 年 6 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定の後に入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (3) 本公告に示した仕様に合致した業務又はこれと同等の業務について過去 2 年間に履行実績があり、かつ、確実に履行できる者であること。
- (4) 福島県内に本店又は支店・営業所を有する者であること。
- (5) 令和 6 年 4 月 1 日以降に食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)の規定による営業の禁止又は停止の処分を受けていない者であること。
- (6) 調理師法(昭和 33 年法律第 147 号)に規定する調理師の資格を有する者又は栄養士法(昭和 22 年法律第 245 号)に規定する栄養士の資格を有する者を 1 名以上従事させることができる者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を郵送又は持参により提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。

- (1) 提出期限 令和 7 年 5 月 2 3 日(金) 1 6 時まで
- (2) 提出場所 郵便番号 9 6 3 - 8 0 0 2
郡山市駅前二丁目 1 1 番 1 号 福島県立郡山萌世高等学校 事務室
電話 0 2 4 - 9 3 2 - 1 7 6 7

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び期間

ア 場 所 3に掲げる場所に同じ。

なお、入札説明書の交付は上記で行うほか、福島県立郡山萌世高等学校ホームページにおいて公開する。

イ 期 間 令和7年5月12日(月)～令和7年5月23日(金)

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日 時 令和7年5月26日(月) 13時30分

イ 場 所 福島県立郡山萌世高等学校 9階 応接室

5 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金については、入札説明書による。

6 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札書を入札書の提出期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県立郡山萌世高等学校長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

(1) 入札方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) その他 詳細は、入札説明書による。

(5) 本公告に関する問い合わせ先

福島県立郡山萌世高等学校事務室

電 話 024-932-1767

FAX 024-990-1908